

三重県木材産業等高度化推進資金融資要綱

制定 昭和55年2月22日 林政第96号
最終改正 令和8年8月27日 農林水第30-203号

(目的)

第1条 三重県における木材産業等高度化推進資金に関する事務の取扱いについては、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下「基盤強化法施行令」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知。以下「基盤強化法運用」という。）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和55年2月22日三重県規則第4号。以下「細則」という。）並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号。以下「木安法施行令」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成8年10月25日農林水産省令第58号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）に定めるもののほか、この要綱による。

(資金措置)

第2条 県は、基盤強化法施行令第5条及び木安法施行令第5条の規定により、予算の範囲内において、知事が指定する金融機関（別表1に掲げる指定金融機関とし、以下「指定金融機関」という。）に対し、資金の供給を第1号様式により行うものとする。

2 金融機関は、前項の規定により、次の各号により定められた協調倍率の値に相当する資金を第4条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

(1) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（林野庁長官が別に定めるところにより県が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、単独事業体にあつては、大規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね10,000m³以上の事業体をいう。以下同じ。）及び中規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の事業体をいう。以下同じ。）への貸付けに係るものを除く。）に限る。）及び林業経営改善資金（林業経営高度化推進資金に限る。）については、

協調倍率4倍の資金とする。

(2) 事業経営改善合理化資金(素材生産等促進資金(単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。)に限る。)及び林業経営改善資金(伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものを除く。)に限る。)については、協調倍率3倍の資金とする。

(3) 事業経営改善合理化資金(素材生産等促進資金(選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。))及び新規需要創出資金、木材高度加工資金、林業経営改善資金(伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものに限る。))に限る。)及び木材安定供給資金については、協調倍率2倍の資金とする。

(貸付金の種類及び内容)

第3条 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類、内容及び貸付条件は、別表2に定めるとおりとする。

(貸付対象者)

第4条 金融機関から資金の貸付けを受けることができる者は、その者の作成する別表3の左欄に掲げる計画が適当であると知事が認定した者とする。

2 計画認定者が貸付けを受けることができる資金の種類については、別表3の右欄に掲げる資金とする。

3 前項にかかわらず、数人共同の事業体の合理化計画認定者、林業経営改善計画認定者及び木材安定供給確保事業計画認定者に対する資金の貸付けは、当該事業体の構成員個々に対し、その共同事業体に係る持ち分に応じて行うことを原則とする。

(資金の貸付条件)

第5条 前条の貸付資金の貸付条件については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 貸付方法

証書貸付、手形貸付、当座貸越又は電子記録債権貸付とする。

なお、当座貸越については極度貸付方式とする。

(2) 返済の方法

指定金融機関の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

指定金融機関の定めるところによる。

(貸付状況の報告)

第6条 指定金融機関は、年度の半期ごとの貸付状況を各半期の最終月の翌月15日までに、次により知事に報告しなければならない。

(1) 基盤強化法に基づく資金については、細則第10号様式による。

(2) 木安法に基づく資金については、第2号様式による。

(農林漁業信用基金による保証)

第7条 指定金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）による保証を図ることにより、第4条に規定する資金の貸付けを円滑に行うものとする。

(申込手続)

第8条 資金の借入申込の手続きは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者（以下「借受申込者」という。）は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画の写し、及び次に掲げる当該資金が合理化措置、改善措置又は木材安定供給確保事業計画に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

ア 運転資金にあつては、木材の共同購入等に係る売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書その他金融機関が必要とする書類ならびに法人格のない団体にあつては、構成員別資金需要額及び構成員別受益分担表（第3号様式）

イ 設備資金にあつては、設計書、カタログ、見積書その他金融機関の必要とする書類

(2) 借受申込者で基金の保証を依頼しようとする者は、前号の申込の際に基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第9条 指定金融機関は、この要綱による貸付けについては、いかなる名義をもってするかを問わず、歩積・両建預金を行ってはならない。

2 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

3 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画の認定の取消し事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合は、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った木材産業等高度化推進資金の全部又は一部につき期限前の償還を行わせるものとする。

(供給した資金の額の調整等)

第10条 知事は、第2条の規定により、指定金融機関に供給した資金の効率的運用を図るため必要と認めたときは、当該資金の額を指定金融機関ごとに増減調整することができる。

2 知事は、指定金融機関がこの要綱又は資金供給通知書の規定に違反したときは、第2条の規定により、指定金融機関に供給した資金の全額又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第11条 知事は、この要綱に基づく貸付けについて、指定金融機関及び資金の貸付けを受けた者に対し、第6条及び細則第8条の規定による報告のほか、とくに知事が必要と認めた事項について、報告を求め又は職員を出向かせて調査させることができるものとする。

(木材産業等高度化推進資金運営について)

第12条 この制度の適正、円滑な運営を図るため、指定金融機関と連携を図るとともに、必要な事項について協議することができるものとする。また、制度の運用の基本的な方針その他知事が必要と認めた事項については、県、指定金融機関及び木材産業関係団体の代表者等、その他知事が必要と認める者をもって構成する会議を開催して、審議することができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、昭和55年2月22日から施行する。

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年2月5日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

なお、本通知の施行前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、改正後の第3条別表2の規定は令和7年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年8月4日から施行する。

なお、本通知の施行前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表 1

指定金融機関	
資金名	取扱金融機関
木材産業等高度化推進資金	株式会社 百五銀行 株式会社 三十三銀行 北伊勢上野信用金庫 桑名三重信用金庫 株式会社 南都銀行 紀北信用金庫

別表 2

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件等
1 事業 経営改 善合理 化資金	(1) 素材生 産等促進 資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人協同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるもの ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金 なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	利率 短期資金 年 2.50%（4 倍協調資金） 年 2.40%（3 倍協調資金） 年 2.15%（2 倍協調資金） 長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 3.00%（4 倍協調資金） 年 2.80%（3 倍協調資金） 年 2.30%（2 倍協調資金） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） (1) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 1 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (3) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 2 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (4) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が 1 万 5 千立方メートル以上、かつ、経営管理実施権の設定を受けている者又は構想適合事業者の事業に要する資金に係るもの 4 億円 (5) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 3 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円 (6) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 4 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円 (7) 素材及び製品の引取りに係る資金にあつては、素材及び木材の年平均引取量 5 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 5 億円
	(2) 新規需 要創出資 金	1 木材の製造に係る事業体であつて 2 に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。 ア 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 イ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送	利率 短期資金 年 2.15% 長期資金 年 2.30% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円

		費 ウ 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） 2 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。 ア 製材 イ 合板 ウ 集成材 エ 単板積層材 オ 防腐、防虫、耐火処理材 カ 直交集成板 キ 木質チップ、ペレット ク その他林野庁長官が承認した製品	
2 木材高度加工資金	1 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であって J A S 材に係るものに限る。）とする。 ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 3,000 立方メートル以上のもの （ア）集成材製造施設 （イ）人工乾燥施設 （ウ）薬剤処理施設 （エ）プレカット加工施設 （オ）廃木材破砕・再生処理施設 （カ）製材用省力化設備 （キ）合板用省力化設備 （ク）木製組立材料製造用省力化設備 （ケ）合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000 立方メートル以上のもの ウ 木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの 2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき 1 の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費	利率 短期資金 年 2.15% 長期資金 年 2.30% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） J A S 材の製造を行う者の事業に要する資金に係るもの 2 億円	

		イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。	
3 林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化推進資金	1 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費 2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	利率 短期資金 年 2.50% 長期資金 年 3.00% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億 5 千万円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） 造林の年間施業面積 500ha 以上 4 億円
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費	利率 短期資金 年 2.40%（3 倍協調資金） 年 2.15%（2 倍協調資金） 長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 2.80%（3 倍協調資金） 年 2.30%（2 倍協調資金） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 2 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） 素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円
4 木材安定供給資金		事業計画の認定を受けた次に掲げる者が事業計画に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金で、下記に掲げるものとする。 1 森林所有者等（下記 1、3 の資金に限る。） 2 木材利用事業者等（下記 2、3 の資金に限る。） 3 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（下記 3 の資金に限る。） 4 木材の輸送を業として行う者（下記 3、4 の資金に限る。） 5 木材製品利用事業者等（下記 3、5 の資金に限る。） 記 1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予	利率 短期資金 年 2.15% 長期資金 年 2.30% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 3 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） 協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から 5 パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合であっても、借受者の償還が適切に行われると認められるもの 4 億円

	約金等を含む。)、管理経営法第8条の14 第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。 2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 (1) 素材又は木材製品の引取りを行うに必要な資金 素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 4 素材又は木材製品の輸送を行うに必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	
--	---	--

注：素材生産等促進資金の貸付限度額における、「経営管理実施権の設定を受けている者」とは、森林経営管理法第37条第4項に規定する林業経営者であることをいい、「構想適合事業者」とは、同法第46条に規定する構想適合事業者をいう。

別表3

計画	資金の種類
基盤強化法運用第3の1に規定する事業経営改善計画	事業経営改善合理化資金
基盤強化法運用第3の2に規定する構造改善計画	木材高度加工資金
基盤強化法第3条に規定する林業経営改善計画	林業経営改善資金
木安法第4条に規定する木材安定供給確保事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。）	木材安定供給資金